記者発表資料

平成２７年１月３０日
東 北 地 方 整 備 局

がんばろう！東北

「土砂災害防止法の一部改正に関する説明会」を開催します

国土交通省では、2月5日に宮城県仙台市において「土砂災害防止法の一部改正に関する説明会」を開催します。
昨年8月豪雨により広島県で発生した土砂災害を教訓として「土砂災害防止法の一部改正」が行われたことから適切な運用がなされるよう東北管内の県・市町村等の土砂災害防止法の運用に係る機関の担当者を対象に行うものです。

○日　時　：　平成２７年２月５日（木）１３：００～１４：３０

○場　所　：　宮城県仙台市青葉区五橋２丁目１２番２号
仙台市福祉プラザ　２Ｆ　ふれあいホール

○内　容　：　土砂災害防止法の一部を改正する法律について

○説　明　：　国土交通省 水管理・国土保全局 砂防部 砂防計画課

※「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」（以下、土砂災害防止法の一部改正）が平成26年11月19日に公布され、平成27年1月18日に施行されたことから関係機関が緊密な連携を図ると共に適切な運用がなされるよう説明会を開催するものです。

○取　材　　１．受付は12時30分から行います。なお、取材は担当者の指示に従ってください。
２．説明会は公開としておりますが、カメラ撮りは冒頭のみとさせて頂きます。
３．説明会終了後、事務局による取材対応を行います。

発表記者会　＜宮城県政記者会、東北電力記者会、東北専門記者会＞

問い合わせ先

国土交通省　東北地方整備局
河川部地域河川課　課長　槻山（つきやま）　敏昭（としあき）（内線３８１１）
建設専門官　小嶋（こじま）　光博（みつひろ）（内線３８１５）
TEL　０２２－２２５－２１７１（代）

「土砂災害防止法」の一部改正に関する説明会

日時：平成２７年２月５日（木）１３：００～１４：３０
場所：仙台市福祉プラザ　２Ｆふれあいホール

議　事　次　第

１．土砂災害防止法の一部を改正する法律について
　　法施行に伴う関係政令の改正について
　　法施行に伴う関係省令の改正について

　　土砂災害防止対策基本指針の変更について

２．質疑応答

●土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律

平成26年8月豪雨により広島市北部で発生した土砂災害等を踏まえ、土砂災害から国民の生命及び身体を保護するため、都道府県に対する基礎調査の結果の公表の義務付け、都道府県知事に対する土砂災害警戒情報の市町村長への通知及び一般への周知の義務付け、土砂災害警戒区域の指定があった場合の市町村地域防災計画への記載事項の追加等の措置を講ずる。

背 景

○ 土砂災害警戒区域等の指定だけでなく基礎調査すら完了していない地域が多く存在し、住民に土砂災害の危険性が十分に伝わっていない。
○ 土砂災害警戒情報が、直接的な避難勧告等の基準にほとんどなっていない。
○ 避難場所や避難経路が危険な区域内に存在するなど、土砂災害からの避難体制が不十分な場合がある。

改正案の概要

土砂災害の危険性のある区域の明示

基礎調査の結果の公表

➢ 住民に土砂災害の危険性を認識してもらうとともに、土砂災害警戒区域等の指定を促進させるため、都道府県に対し、基礎調査の結果について公表することを義務付ける。

基礎調査が適切に行われていない場合の是正要求

➢ 国土交通大臣は、基礎調査が適正に行われていない場合、都道府県に対し是正の要求を行うものとする。（国は、都道府県から基礎調査の報告を受け、進捗状況を把握し公表「法に基づく基本指針で明記」）

円滑な避難勧告等の発令に資する情報の提供

土砂災害警戒情報の市町村への通知及び一般への周知

➢ 避難勧告等の発令に資するため、
①土砂災害警戒情報について、新たに法律上に明記するとともに、
②都道府県知事に対し、土砂災害警戒情報について関係市町村の長に通知すること、
③都道府県知事に対し、土砂災害警戒情報について一般に周知すること、 を義務付ける。

避難勧告等の円滑な解除

➢ 市町村が避難勧告等の解除のための助言を求めた場合、国土交通大臣及び都道府県知事が必要な助言を行うことを義務付ける。

避難体制の充実・強化

市町村地域防災計画への避難場所、避難経路等の明示

➢ 市町村地域防災計画において、土砂災害警戒区域について、避難場所及び避難経路に関する事項、避難訓練の実施に関する事項等を定めることにより、安全な避難場所の確保等、避難体制の充実・強化を図る。
➢ 市町村地域防災計画において、土砂災害警戒区域内の社会福祉施設、学校、医療施設等に対する土砂災害警戒情報の伝達等について定めることとする。

国による援助

国土交通大臣による助言、情報の提供等の援助に係る努力義務

➢ 国土交通大臣は、都道府県及び市町村による土砂災害防止対策の推進に資するため、必要な助言、情報の提供その他の援助を行うよう努めなければならないこととする。